

1. 協議・報告事項 ※ 前回の確認について

(1) 議会基本条例について【素案①再検討箇所】

- ・前文について「地方」を『地域』に変える。
- ・主権は国民にあるので、「地方主権」を『地域の自立』に変える。
- ・1条「寄与」はそのまま。
- ・2条「真の地方自治」はそのまま。
- ・3条「不断の」を『継続して』に変更。
- ・5条「議会活動を円滑に行うため」の『円滑に』を削除する。
- ・6条（パブリックコメント）の後ろに『など』を挿入する。
- ・7条 見出しの「議会タウンミーティング」を『広聴の充実』に変更し、「市議会議員及び市民が自由に情報、意見を交換する場」を『議会報告会等の場』に変更。
- ・12条1号の「総合計画の策定又は見直し」を『総合計画の基本構想』に変更。
- ・22条 見出しの「最高規範性」を『他の条例との関係』とし、条文を『この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとします。』に改める。

(2) 議会だより（8月5日号）への掲載案について

- ・本日の意見を取り入れ、修正した素案を掲載する。
- ・意見募集期間は、9月定例会前の8月30日締切とする。
- ・寄せられた意見等については、10月予定の議会タウンミーティングで報告し、市民と意見交換する。

(3) 全員協議会（7月19日）での報告について

- ・委員長報告をする。
- ・全協で委員会委員以外から意見が出た場合は、次回の委員会で協議する。

(4) 議員研修会について

日程 平成25年10月3日（木）午後 2時間程度

演題 （仮）「議員提出条例の要点と作り方」

講師 浅野善治氏（全国都道府県議会議長会 法制執務アドバイザー）

(5) その他

- ・次回までに16期への申し送り事項について各会派で協議願う。

2. その他

次回予定 未定（9月）